

## 神奈川県商店街キャラクターの使用に関する事務取扱要領

制 定 令和7年2月1日 神地振第1198号

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県商店街のPRや魅力アップの目的で、神奈川県商店街キャラクターを使用する場合の条件、その他必要な事項について定めるものとする。

(使用者)

第2条 神奈川県商店街キャラクターを使用できるのは、神奈川県内の商店街及び商店街加盟店舗の内、第4条に定める手続により神奈川県総務部地域振興課長（以下、地域振興課長という。）が使用を認めた者（以下「使用者」という。）とする。

(使用できる事業等)

第3条 神奈川県商店街キャラクターを使用できるのは、次の各号に当てはまらないものとする。

- (1) 政治、宗教、特定の思想の普及を目的とする事業等
- (2) 法令及び公序良俗に反する事業等
- (3) 神奈川県及び神奈川県商店街キャラクターのイメージを損なうと認められる事業等
- (4) その他、地域振興課長が不相当と認める場合

(申請手続等)

第4条 神奈川県商店街キャラクターの使用を希望する団体又は個人（以下「申請者」という。）は、神奈川県商店街キャラクター使用申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、地域振興課長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、申請書に添付書類(キャラクター使用品のデザイン案、その他必要と認める書類)を添えて、地域振興課長に提出すること。また、使用後は承認にかかわる物品等の完成品を神奈川県へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真等を提出することも可能とする。
- 3 神奈川県役所各課が使用する場合は、地域振興課へ使用する事業内容を事前連絡し、キャラクター使用品のデザイン案を提出することで、使用手続を省略できるものとする。
- 4 地域振興課長は、提出された使用申請書等の内容を審査し、使用承認を決定した場合は神奈川県商店街キャラクター使用承認通知書（第2号様式）を、不承認を決定した場合は神奈川県商店街キャラクター使用不承認通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用承認の取消し等)

第5条 地域振興課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者がこの要領に違反した場合
- (2) 使用者が第4条による使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められる場合
- (4) 神奈川区商店街キャラクターの使用内容が不相当であると認められる場合

2 地域振興課長は、前項により使用承認を取り消すときは、神奈川区商店街キャラクター使用承認取消書（第5号様式）を使用者へ通知するものとする。

3 神奈川区は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 地域振興課長は、使用者に神奈川区商店街キャラクターの使用状況等について報告させ、又は審査することができるものとする。

(使用の非独占制等)

第6条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して神奈川区商店街キャラクターを使用する権利を付与するものではない。

2 使用承認は、使用者、使用するイベント等について神奈川区の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第7条 神奈川区は、この要項に定める申請・使用の実施に要した費用及び役務を負担しない

(損失補償等の責任)

第8条 神奈川区は、神奈川区商店街キャラクターの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、神奈川区商店街キャラクターの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、神奈川区商店街キャラクターの使用に際して故意又は過失により神奈川区及び横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を神奈川区及び横浜市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第9条 地域振興課長は、広く利用促進を図る視点から神奈川区商店街キャラクターの使用承認の状況等について公開することができる。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、地域振興課長が別に定めるものとする。

(附 則) この要領は、令和7年2月1日から施行する。

(第1号様式)

## 神奈川県商店街キャラクター使用申請書

年 月 日

神奈川県地域振興課長

団体名  
所在地  
代表者名

(連絡責任者 )  
住所  
電話

次の行事について、裏面の注意事項に従い実施しますので、神奈川県商店街キャラクターの使用の承認を得たく申請します。

加盟商店街名	
行事名	
使用期間	
場所	
使用内容	
使用の範囲及び数	
キャラクター使用品の販売料の有無・額	有料 (            円) ・ 無料 ・ 販売なし

(添付書類)

キャラクター使用品のデザイン案等

申請者は、次の注意事項を順守します。

<使用にあたっての注意事項>

- (1) 申請する内容以外には一切使用しないこと。
- (2) 使用に関して、神奈川区に迷惑を掛けたり、区民に誤解を与える行為をしないこと。
- (3) 次の事由に該当することが判明した場合、当該決定が取り消される。
  - ア 虚偽の申請をした場合。
  - イ 正当な理由がなく、申請と異なる内容で実施した場合。
  - ウ 法令又はこの使用にあたっての注意事項に違反した場合。
- (4) 申請する行事等に関して、内容を変更する場合は行事内容変更届を速やかに提出すること。

(第2号様式)

年 月 日

様

神奈川県役所地域振興課長

神奈川県商店街キャラクターの使用承認通知書

年 月 日に申請のありました神奈川県商店街キャラクターの使用について、次のとおり承認します。

1 行事名

2 内容

3 使用期間

年 月 日～ 年 月 日

担当 神奈川県地域振興課

TEL 411-7086

次の注意事項を順守してください。

＜使用にあたっての注意事項＞

- (1) 申請した内容以外には一切使用しないこと。
- (2) 使用に関して、神奈川区に迷惑を掛けたり、区民に誤解を与える行為をしないこと。
- (3) 次の事由に該当することが判明した場合、当該決定が取り消される。
  - ア 虚偽の申請をした場合。
  - イ 正当な理由がなく、申請と異なる内容で実施した場合。
  - ウ 法令又はこの使用にあたっての注意事項に違反した場合。
- (4) 申請した行事等に関して、内容を変更する場合は行事内容変更届を速やかに提出すること。

(第3号様式)

年 月 日

様

神奈川県地域振興課長

神奈川県商店街キャラクター使用不承認通知書

年 月 日に申込のありました神奈川県商店街キャラクターの使用申請については、次の理由により不承認とします。

(不承認とする理由)

担当 神奈川県地域振興課

TEL 4 1 1 - 7 0 8 6

(第4号様式)

神奈川区商店街キャラクター使用にかかる行事内容変更届

年 月 日

神奈川区地域振興課長

団体名  
所在地  
代表者名

(連絡責任者 )  
住所  
電話

年 月 日付けで使用が承認された(行事名: )について、次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

変更項目に○	項目	変更内容
	行事名	
	使用期間	
	場所	
	使用内容	
	使用の範囲及び数	
	神奈川区商店街キャラクター使用品の販売料の有無・額	有料 ( 円) ・ 無料 ・ 販売なし

(第5号様式)

年 月 日

様

神奈川県地域振興課長

神奈川県商店街キャラクターの使用承認取消書

年 月 日に使用を承認した神奈川県商店街キャラクターの使用については、取消しが決定したので通知します。

(取消し理由)

担当 神奈川県地域振興課  
TEL 411-7086